

区分		支援策	概要	リンク先	問合せ先
給付金・助成金に関する こと	事業者向け	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事を する方向け)	<p>★(1)～(4)のいずれにも該当する方が対象</p> <p>(1)保護者であること</p> <p>(2)①又は②の子どもの世話をを行うこと</p> <p>①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業をした小学校等に通う子ども</p> <p>②新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校等に 通う子ども</p> <p>(3)小学校等の臨時休業等の前に、業務委託契約等を締結していること</p> <p>(4)小学校等の臨時休業等の期間において、子どもの世話をを行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日時に業務を行うことができなくなったこと</p> <p>給付額： 令和2年2月27日から3月31日の間において、就業できなかった日について1日当たり 4,100円(定額)</p> <p>令和2年4月1日から6月30日までの間に取得した休暇等についても支援を行う予定。延長後の支給要領等の公表、申請受付開始は4月15日(水)頃を予定</p>	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html	<p>【申請窓口(書類郵送先)】 学校等休業助成金・支援金等受付センター 〒105-0014東京都港区芝2-28-8芝2丁目ビル4階</p> <p>【相談窓口】 厚生労働省 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 0120-60-3999 受付時間：9:00～21:00(土日・祝日含む)</p>
	※【新規】 持続化給付金	<p>【対象】 中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが前年同月比で50%以上減少している者</p>	https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf	<p>中小企業金融・給付金相談窓口 受付時間：平日・休日ともに、 9時00分～17時00分 電話番号：0570-78-3183</p>	
雇用者	雇用調整助成金	<p>新型コロナウイルスの影響で営業活動が縮小し雇用調整を行った事業者に対し、従業員に払う休業手当等の一部を助成します。</p>	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html	<p>鳥取労働局 雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー 0857-22-7000</p>	

区分	支援策	概要	リンク先	問合せ先	
融資に関する こと	鳥取県地域経済変動対策資金 (国際経済変動対策)	新型コロナウイルスの影響で最近3ヶ月間の売上高が前年同期比5%以上減少している者など、対象事業差の資金繰りを支援します。 ・融資利率：1.43%（5年間は固定金利0.7%） さらに、売上高が15%以上減少している者については、3年間無利子になります。 ・保証料：0.23%～0.68%（5年間は無料）	https://www.pref.tottori.lg.jp/174291	鳥取県商工労働部 企業支援課 0857-26-7453・7249	
	セーフ ティ ネット 保証制 度	4号：突発的災害（自然災害等）	新型コロナウイルスの影響で売上が20%以上減少している中小企業者を対象にセーフティネット保証4号が発動され、一般保証と別枠の保証（100%保証）が利用可能となっています。	https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu	【認定機関】智頭町企画課 0858-75-4,112
		5号：業況が悪化している業種	新型コロナウイルスの影響を受け業況が悪化している業種がセーフティネット保証5号の対象に指定され、売上が5%以上減少している中小企業者は、一般保証と別枠の保証（80%保証）が利用可能となっています。	https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm	
		危機関連保証	新型コロナウイルスの影響で売上が15%以上減少している中小企業を対象に、上記セーフティネット4号、5号とは別枠で保証（100%保証）が利用可能となっています。	https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_crisis.htm	
	小規模事業者経営改善資金 (新型コロナウイルス対策)	最近1ヶ月間の売上高等が前年又は前々年の同期比で5%以上減少している小規模事業者を対象に、1,000万円の特別枠を設け0.9%の金利引き下げを行っています。 ※商工会の経営指導を受けていることが前提 融資利率：1.21%⇒0.31% 限度額：別枠1,000万円		智頭町商工会 0858-75-0039	
新型コロナウイルス感染症特別貸付	最近1ヶ月間の売上高が前年又は前々年の同期比で5%以上減少している事業者を対象に、3年間金利を0.9%引下げた特別貸付制度を創設。 ・融資利率：中小企業：1.11%⇒0.21% 個人・小規模事業者：1.36%⇒0.46% 加えて以下の事業者には3年間の利子補給を行う予定です。 ①個人事業主：要件なし ②小規模事業者（法人）：売上高15%減少 ③中小企業（①②を除く）：売上高20%減少 ④利子補給あり（予定）	https://www.ifc.go.jp/n/info/pdf/topics_200312aa.pdf	日本政策金融公庫 鳥取支店 0857-22-3156 又は智頭町商工会 0858-75-0039		
経営相談に関する こと	中小企業ワンストップ相談窓口	新型コロナウイルスに関する経営課題等に関するご相談に、商工団体・信用保証協会・県が共同でワンストップで対応します。	https://www.pref.tottori.lg.jp/290339.htm	【平日】8:30～17:15 智頭町商工会（75-0039）または東部商工会産業支援センター（0857-30-3009） 【土日祝日】 鳥取県商工労働部内（0120-833-877）	